

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 8 月 28 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則

北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）の施行期日は、平成30年9月1日とする。